

半田市職員希望降任制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項の規定に基づき、職員が、病気その他の理由により、現に保有する職の職務の遂行に支障をきたすため降任を希望した場合における降任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「希望降任」とは、職員の希望により、任命権者が当該職員の現に保有する職よりも下位の職に任命することをいう。

(対象職員)

第3条 希望降任の対象となる職員は、次に掲げる管理監督者の地位にある職員（以下「管理監督者」という。）とする。

- (1) 半田市職員の給与に関する条例（昭和29年半田市条例第12号。以下「条例」という。）別表第9の表の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上の者
- (2) 条例別表第9の2の表の適用を受ける職員のうち、職務の級が5級の者
- (3) 条例別表第10の表の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上の者
- (4) 条例別表第11の表の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上の者
- (5) 条例別表第12の表の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上の者

(希望降任の申出)

第4条 希望降任の申出をしようとする管理監督者は、希望降任申出書（様式第1。以下「申出書」という。）を企画部人事課長を経由して任命権者に提出しなければならない。

- 2 管理監督者が降任を希望することができる職は、当該管理監督者が現に保有する職よりも下位の職で、別表に定めるものとする。

(申出の承認等)

第5条 任命権者は、管理監督者から前条の申出書の提出があったときは、希望降任の適否について市長と協議し、その結果を希望降任承認（不承認）通知書（様式第2）により、当該管理監督者に通知するものとする。

- 2 任命権者は、前項の規定により希望降任の申出を承認したときは、承認の日以後速やかに、当該管理監督者の希望降任を行うものとする。

(準用)

第6条 管理監督者の希望降任を行った場合におけるその者の給料月額は、半田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年半田市規則第3号）第23条の2の規定を準用する。

(希望降任後の昇任)

第7条 希望降任を認められた当該管理監督者は、申出理由が解消し、再度の昇任を希望するときは、その旨を希望降任申出理由の解消申出書（様式第3）により任命権者に申し出ることができる。

2 任命権者は、前項の規定による申出があったときは、他の職員と同様の選考を行い、昇任させることができるものとする。ただし、主査昇任試験の対象となる者については、主査昇任試験は実施しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長と協議して任命権者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 給料表 | 現に保有する職及び職務の級 | | 希望する下位の職及び職務の級 | |
|---------------|---------------------|----------|---------------------|----|
| 行政職給料表 (一) | 部長 | 9級 8級 | 部次長、監 | 8級 |
| | | | 部次長、課長 | 7級 |
| | | | 課長、主幹 | 6級 |
| | 部次長、監 | 8級 7級 | 課長 | 7級 |
| | | | 課長、主幹 | 6級 |
| | 課長、主幹 | 7級 6級 | 課長、主幹 | 6級 |
| | | | 課長補佐、副主幹 | 5級 |
| 課長補佐、副主幹 | 5級 | 主査 | 4級 | |
| 主査 | 4級 | 主事、技師相当職 | 3級 | |
| 行政職給料表 (二) | 主査 | 5級 | 自動車運転手、用務員 | 4級 |
| 医療職給料表 (一) | 院長 | 5級 | 副院長 | 5級 |
| | | | 医務局長、副医務局長、 統括部長 | 4級 |
| | 副院長 | 5級 | 医務局長、副医務局長、 統括部長 | 4級 |
| | 医務局長、副医務局長、 統括部長 | 4級 | 部長 | 3級 |
| 医療職給料表 (二) | 薬局長、技師長 | 6級 | 薬局長、技師長、 室長、主幹 | 5級 |
| | 薬局長、技師長、 室長、主幹 | 5級 | 副主幹、主査 | 4級 |
| | 副主幹 | 4級 | 主査 | 4級 |
| | 主査 | 4級 | 主任 | 3級 |
| 医療職給料表 (三) | 看護局長 | 6級 | 看護局次長 | 6級 |
| | | | 看護局次長、看護課長、 主幹 | 5級 |

| | | | | |
|---------------|---------|----------|-------------|----|
| 医療職給料表 (三) | 看護局次長 | 6級 5級 | 看護課長、主幹 | 5級 |
| | 看護課長、主幹 | 5級 | 副主幹、看護長、主査 | 4級 |
| | 副主幹 | 4級 | 看護長、主査 | 4級 |
| | 看護長、主査 | 4級 | 保健師、助産師、看護師 | 3級 |

様式第1（第4条関係）

希 望 降 任 申 出 書

年 月 日

（任命権者）

様

所 属
補 職 名
職 員 番 号
氏 名

私は、下記理由により降任を希望しますので、申し出ます。

記

| | |
|-------------|---|
| 降任を希望する理由 | |
| 希望する職及び職務の級 | 職（ ） 職務の級（ 級） |

様式第3（第7条関係）

希望降任申出理由の解消申出書

年 月 日

（任命権者）

様

所 属
補 職 名
職員番号
氏 名

年 月 日付けにて承認された希望降任については、その申出理由が下記のとおり解消しましたので、申し出ます。

記

降任希望理由の解消の状況